

# 第17回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

令和3年11月15日

上富良野町農業委員会

## 第17回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和3年11月15日(月) 午後1時30分から午後2時20分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 3階 大会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	前田 満	2	對馬 徹	3	上田 修一
4	荒 仁	5	沼沢 春美	7	小川 光洋
8	島田 政志	9	谷本 嘉彦	10	北村 啓一
11	内田 透	12	佐藤 良二	13	井村 昭次

4 欠席委員

6	西木 晴彦				
---	-------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 土地の現況証明下付について
- 日程第7 議案第5号 農地利用状況調査による農地の判定について
- 日程第8 議案第6号 令和2年上富良野町農地賃貸借料情報の変更について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷 隆樹	次長	安川 伸治	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------	----	-------

8 会議の概要  
開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。「礼」ご着席ください。  
只今より、第17回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。  
定数に達しておりますので、これより第17回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、7  
番 小川 光洋 君 8番 島田 政志 君 を指名いたします。

---

議長 日程第2 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。 諮問第1号を、事務局が説明いたします。

---

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。  
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和3年11月15日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所9

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手、札幌市中央区北5条西6丁目の公益財団法人北海道農業公社さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇他、計12筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は12筆合計で126,241㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和3年11月16日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和4年2月28日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
諮問第1号 所9番 について、提案に関する補足説明を願います。  
9番、谷本 嘉彦 委員

---

谷本委員 9番 谷本です。所9番について、補足説明いたします。

北海道農業公社の農地保有合理化事業の案件として、10月の総会において買入れ協議を行った件でございます。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。  
受け手 札幌市中央区の北海道農業公社さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の 町道〇〇線〇〇道路沿いになります。  
〇〇さんの離農に伴い、公社との買入協議の結果、10a当たり、畑〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇円で売買となりました。  
公社買入後は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんと5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すことになります。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所9番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第3 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。 議案第1号を、事務局が説明いたします。

---

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。  
農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

令和3年11月15日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村 昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ、賃貸借権の解約が成立しております。

1番は、この後ご審議いただきます議案第2号5番に係るものであります。2番は、平成27年度農地中間管理事業により、10年の賃貸借を実施しているものであります。使用上の事情により、途中解約となったものであります。

1番

貸主、〇〇線〇〇号〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。借主、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇他6筆、計7筆。地目は公簿畑及び原野、現況畑で、面積は7筆合計で60,084㎡です。土地の引き渡し時期は令和3年10月31日、内容は合意解約です。農業経営基盤強化促進法による賃貸借で、期間は平成24年3月7日から令和4年11月30日でした。

2番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。借主、札幌市中央区北5条西6丁目の公益財団法人北海道農業公社さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇他5筆、計6筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は6筆合計で40,874㎡です。土地の引き渡し時期は令和3年11月1日、内容は合意解約です。農地中間管理事業の促進に関する法律による賃貸借で、期間は平成28年1月20日から令和8年11月30日でした。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第4 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。  
議案第2号を、事務局が説明いたします。

---

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。  
令和3年11月15日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇他、計30筆。地目は公簿現況ともに田・畑で、面積は30筆合計で266,100㎡です。内容は使用貸借となりました。

2番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇他、計8筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は8筆合計で88,834㎡です。内容は使用貸借となりました。

3番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇他、計3筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は3筆合計で51,892㎡です。内容は賃貸借となりました。

4番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇他、計9筆。地目は公簿現況ともに田・畑で、面積は9筆合計で172,666㎡です。内容は使用貸借となりました。

5番

出し手、〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇他、計7筆。地目は公簿畑及び原野、現況畑で、面積は7筆合計で60,084㎡です。内容は賃貸借となりました。

6番

出し手、〇〇町〇〇丁目〇番の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇他、計20筆。地目は公簿現況ともに田・畑、公簿山林現況畑で、面積は20筆合計で126,102㎡です。内容は賃貸借となりました。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
議案第2号 1番、2番、3番について、提案に関する補足説明を願います。  
3番、上田 修一 委員

---

上田委員 3番 上田です。 議案第2号 1番、2番、3番について、補足説明いたします。

1番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん

受け手 ○○線○○号の○○○○さん

所在地は、○○地区、○○線○○号の○○沿い他となります。

○○○○さんの経営移譲に伴い、○○の○○さんへの使用貸借となりました。

2番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん

受け手 ○○線○○号の○○○○さん

所在地は、○○地区、○○線○○号の町道○○線道路沿いとなります。

○○○○さんの経営移譲に伴い、○○の○○さんへの使用貸借となりました。

3番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん

受け手 ○○線○○号の○○○○さん

所在地は、○○地区、○○線○○号の町道○○号道路沿いとなります。

○○○○さんの再処分により、○○さんへの貸貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 1番、2番、3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。



---

議 長 議案第2号 4番について、提案に関する補足説明を願います。  
11番、内田 透 委員

---

内田委員 11番 内田です。 議案第2号 4番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん  
受け手 ○町○丁目○番○○号の○○○○さん  
所在地は、○○地区、○○線○○号の町道○○号道路沿い他となります。  
○○○○さんと○○の○○さんとの使用貸借について、期間延長となりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 4番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第2号 5番、6番について、提案に関する補足説明を願います。  
9番、谷本 嘉彦 委員

---

谷本委員 9番 谷本 です。 議案第2号 5番、6番について、補足説明いたします。

5番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん  
受け手 ○○線○○号の○○○○さん  
所在地は、○○地区、○○線○○号の○○道路沿い他となります。  
○○さんの再処分に伴い、○○への賃貸借となりました。

6番

出し手 ○町○丁目の○○○○さん  
受け手 ○○線○○号の○○○○さん  
所在地は、○○地区、○○線○○号の町道○○線○○道路沿いになります。  
○○さんの離農に伴い、○○さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 5番、6番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 5番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 6番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第5 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第3号を、事務局が説明いたします。

---

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。  
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。  
令和3年11月15日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、冬期間のクロスカントリースキーコースに伴う一時転用でございます。審議の資料として、農地法第5条調書を添付しておりますのでご覧願います。なお、本件は一時転用の許可になりますので、北海道農業会議へ意見聴取を行うこととなります。

1番

土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。転用者は上富良野町。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内他、計3筆。地目は公簿が山林・畑、現況は畑で、面積は3筆合計で2,648㎡です。契約内容は使用貸借で、転用目的はクロスカントリースキーのコース、計画内容は雪上コース2,687.4㎡です。土地利用区分は農用地で、転用事由は一時転用、転用期間は許可の日から令和4年3月31日までとなっています。

2番

土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。転用者は上富良野町。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内他、計4筆。地目は公簿が山林・畑、現況は畑で、面積は4筆合計で3,879㎡です。契約内容は使用貸借で、転用目的はクロスカントリースキーのコース、計画内容は雪上コース3,789㎡です。土地利用区分は農用地で、転用事由は一時転用、転用期間は許可の日から令和4年3月31日までとなっています。

3番

土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。転用者は上富良野町。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内他、計2筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は2筆合計で1,760㎡です。契約内容は使用貸借で、転用目的はクロスカントリースキーのコース、計画内容は雪上コース1,760.1㎡です。土地利用区分は農用地で、転用事由は一時転用、転用期間は許可の日から令和4年3月31日までとなっています。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
議案第3号 について、提案に関する補足説明を願います。  
11番、内田 透 委員

---

内田委員 11番 内田です。議案第3号 1番、2番、3番について、補足説明いたします。

〇〇地区の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの3件の農地を冬期間、クロスカントリースキーコースとして、上富良野町が一時転用するものです。期間は、令和4年3月31日までで、図面のとおり、2,775.5mの周回コースとなります。

慎重審議をよろしく願います。

---

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号 について、これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第6、議案第4号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。  
議案第4号を、事務局が説明いたします。

---

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。  
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。  
令和3年11月15日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。

1番

土地の表示は上富良野町、〇〇〇〇番〇〇ほか1筆、計2筆。公簿は田及び畑。面積は2筆合計35,624㎡。土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請者は同じです。申請目的は地目の変更で、調査委員は島田委員、上田委員、西木委員、調査日は令和3年10月28日です。

2番

土地の表示は上富良野町、〇〇〇〇番〇〇ほか5筆、計6筆。公簿は田及び原野及び雑種地。面積は6筆合計2,648㎡。土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請者は同じです。申請目的は地目の変更で、調査委員は谷本委員、荒委員、沼沢委員、調査日は令和3年10月29日です。

1番につきましては、当該地は平成5年贈与により所有しましたが、礫質で土性も悪く数年間は牧草地として使用しましたが、結果的に耕作を断念していました。その後、平成20年度農地利用状況調査において耕作不適地として2筆とも非農地の判定を受けていたところであります。今般、地目変更登記を行うため、農地採草放牧地以外の証明をお願いしたい。

2番につきましては、当該地のうち〇〇〇〇番〇〇、〇〇、〇〇は水田利用のため池があったことから、農地としていましたが、平成20年に取得後12年間は農産物堆積場が主な用途であり、今後も同様の利用となるため、農地・採草放牧地以外としたいとのことです。また、〇〇〇〇番〇〇、〇〇、〇〇〇〇番〇〇は隣接農地と同じく今後も農地として利用することから、農地・採草放牧地の証明をお願いしたいとのことです。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
議案第4号 1番について、提案に関する補足説明を願います。  
8番、島田 政志 委員

---

島田委員 8番 島田です。 議案第4号 1番について、補足説明いたします。  
10月28日に 上田委員、西木委員とともに現地調査を行いました。

所有者は 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。  
所在地は 〇〇、〇〇地区の〇〇付近になります。

土地の経過については、事務局の説明とおおりです。  
公簿上は田、畑であります、農地・採草放牧地以外とすることが適切と思えます。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第4号 2番について、提案に関する補足説明を願います。  
9番、谷本 嘉彦 委員

---

谷本委員 9番 谷本です。 議案第4号 2番について、補足説明いたします。  
10月29日に 荒委員、沼沢委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○線○○号の○○○○さん。  
所在地は ○○地区、○○線○○号の町道○○○○付近になります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。  
公簿上、田は、農地・採草放牧地以外に 原野は、農地・採草放牧地にとすることが  
適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議案第4号 2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第7、議案第5号「農地利用状況調査による農地の判定について」の件を議題といたします。議案第4号を、事務局が説明いたします。

---

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。  
農地法第30条に基づく農地利用状況調査の結果により、非農地と判定することについて審議を求める。

令和3年11月15日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

令和2年度及び令和3年度に実施しました農地利用状況調査・農地パトロールにおいて、現況の判定結果に基づくものであります。

1番

土地の表示は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか5筆、計6筆。公簿地目は田及び畑。面積は6筆合計39,182㎡。農用地区域内で、土地の所有者は上川郡美瑛町〇〇〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。調査日は令和2年10月23日です。

2番

土地の表示は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか2筆、計3筆。公簿地目は畑です。面積は3筆合計13,994㎡。農用地区域内で、土地の所有者は富良野市〇〇町〇〇番〇〇号の〇〇〇〇さん。調査日は令和3年10月14日です。

3番

土地の表示は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。公簿地目は畑です。面積は16,104㎡。農用地区域内で、土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。調査日は令和3年10月14日です。

4番

土地の表示は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか4筆、計5筆。公簿地目は畑です。面積は5筆合計22,153㎡。農用地区域内で、土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇〇〇さん。調査日は令和3年10月14日です。

決定後には、非農地扱いとなるため、所有者のほか関係各所への通知を行い、農地台帳から除外する処理を行います。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
議案第5号 について、提案に関する補足説明を願います。  
10番、北村啓一 委員

---

北村委員 農地流動化推進委員長 10番 北村です。 議案第5号について、補足説明いたします。  
令和2年度実施の 24筆・208,125㎡、  
令和3年度実施の 10筆・52,251㎡、合計で 34筆・260,376㎡の農地パトロール現地確認において、議案書記載の15筆・91,433㎡の農地に対して、非農地とする判定を行った結果になります。  
令和2年度実施の1番については、農地パトロール実施後に所有者への利用意向調査を行い、時間を要したことから、今回の提案となったものであります。

慎重審議をよろしく願います。

---

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第5号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。



---

議 長 日程第8 議案第6号「令和2年上富良野町農地賃貸借料情報の変更について」の件を議題といたします。  
議案第6号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第6号について、ご説明いたします。  
令和2年上富良野町農地賃貸借料情報の公開について、令和2年1月1日から令和2年12月31日の1年間に締結された賃貸借における農地賃貸借料水準（10a当り）の変更について審議を求める。

令和3年11月15日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

農地賃貸借料情報の公開については、令和3年5月14日開催の第11回総会において決定を受け、公開しておりますが、賃貸借料の算定あたり、畑の地目に修正が必要となったことから、再度決定を受けるものであります。修正した値については、農地法第52条に基づき、賃貸借料情報を町のホームページ等で公開していきます。

変更前、区分畑、件数62件 平均2,500円

変更後、区分畑、件数57件 平均2,200円

ご審議、よろしくお願いたします。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第6号 について、これより質疑に入ります。

島田委員 1年ほど前の話なのでよく覚えていないんですけど、1年経たないとわからないことなんですかね。もっと早めに精査できなかったのか。どうして1年後の今なのか。

事務局 今回公表されますのは令和2年1月から12月までの分、先ほど申し上げたように4月に集計結果をまとめて、5月に総会にかけたところですが、今回修正がありましたので、修正したものに対して決定を受けて公表をするということです。集計したのは12月末ということになりますけれど、その後、調査報告等がありまして、その段階で数値を取りまとめた際に判明しました。

島田委員 4月に集計して5月に発表した、それが翌月に間違いがあったというならわかるんですが、5月から11月の中旬になって間違いがわかるのは遅いのでは。

事務局 5月に公表した後、こちらの算定基準が北海道提供のシステムとなっていて、作業中にこの事案が判明しまして、前回協議会にて説明し、決定を受けるのが今回となります。間違いがわかったのは調査報告が求められた9月のことです。

議 長 他にありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第6号 を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。  
第17回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

---

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

---

以上、議案6件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 2時20分

---

上記第17回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和3年11月15日

上富良野町農業委員会長 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_